

アゼルバイジャンにおける新型コロナウイルス関連情報（3月13日）

第1 ポイント

- 首相府が新たな新型コロナウイルス対策を発表しました（詳細は下記参照）。
- アゼルバイジャン～ジョージアの国境が、14日午前0時から10日間封鎖されます。

第2 本文

- 13日午後8時、首相府が新たな新型コロナウイルス対策を発表しました。
 - (1) 新型コロナウイルスの感染が急速に世界中に広がっており、ウイルスの潜伏期間の長さ、感染速度、ワクチンの未発見という状況を踏まえ、各国政府が一層深刻な対応をとっている。WHOによる世界的なパンデミックの宣言、WHOからの感染予防のための勧告及び要請に鑑みると、全国において緊急対応を行う必要性がある。そのため、1か月間大型行事を延期することを決定した。これに加え、公的機関、民間セクター及び市民に対し、特別規定を厳格に遵守することを求める。
 - (2) アゼルバイジャン首相府対策本部は、3月14日00:00から全土において適用される社会隔離措置を通達する：
 - ア 文化、スポーツを含む国内でのあらゆる大規模行事を延期する。既に日程が決まっている行事については日程を変更する。
 - イ 国内の映画館、美術館・博物館、劇場、娯楽施設、スポーツジムの営業を停止する。
 - ウ 全国における結婚式の開催を禁止する（ただし、元々3月14日ないし15日に実施予定であったものは例外とする）。
 - エ 埋葬儀式を除き、ホール、テント、その他密閉空間での葬儀を禁止する。
 - オ レストラン及びカフェの営業時間は21:00までとし、関連政府機関から通達される規定を厳守すること。
 - カ レストラン及びカフェでの大規模な祝い事や集まりの実施を禁止する。
 - キ 21:00以降のクラブ及びバーの営業を停止する。
 - ク ショッピングモールの営業については、関連政府機関から通達される規定に従うこと。
 - ケ 薬局、食料品店、マーケット及びスーパーマーケットの営業時間は変更しない。
 - コ 公共交通手段は関連政府機関から通達される規定に従って運行される。
 - サ 医療機関で治療中の患者の親近者の見舞いを禁止する。
 - シ 政府機関で勤務する者及び医療従事者の外国渡航は、首相府対策本部の許可がある場合のみ可能とする。
 - ス 公的機関及び民間セクターで勤務する者の出張は、非常に重要性が高いものに限る。
 - セ 民間の医療施設は、保健省及び医療保険庁地域医療局の調整のもとで対応し、起こり得るいかなる非常事態への対応に備えること。
 - ソ この期間中、政府機関、民間機関、銀行、食品サービス業等の活動、来客対

応、面会，ミーティング等の実施には，特別な規定を定め，対応しなければならない。

- (3) 新型コロナウイルスの感染で特定医療機関での治療を受ける者は隔離規則を破った場合，処罰される。
- (4) 社会に誤った考えや意図的にそのような情報を拡散するマスメディア，ソーシャル・ネットワークの利用者には重罰を科す。
- (5) 市民及びメディアは，世界の現状に責任感を持ち，政府の取り組みを支持することを求める。
- (6) 現在の新型コロナウイルスによる緊急事態には，政府による取り組みのみならず，市民，全社会の社会的責任による取り組みと支援が必要である。
- (7) アゼルバイジャン首相府対策本部のあらゆる勧告・提案・決定は，無条件に実行される必要がある。

2 また首相府は，アゼルバイジャンのアサドフ首相がジョージアの首相と電話会談を行い，明日（14 日）午前 0 時からアゼルバイジャン～ジョージア間の国境を封鎖することを決定したと発表しました。

陸路，空路とも封鎖される見込みです。ジョージアへの渡航を計画されている方はご注意ください。

3 関連サイト

- 新型コロナウイルス予防・対策本部（アゼルバイジャン語）

<https://cabmin.gov.az/az/article/721/>

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- 厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (2) 水際対策の抜本的強化に関する Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_ga_kanrenkigyoku_00001.html#Q1-1

ご質問等ありましたら，電話やメールで下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

在アゼルバイジャン日本国大使館領事班

電 話：+994-12-490-7818

緊急時：+994-50-222-8063

メール：consular@bk.mofa.go.jp